

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

IFRS第18号：上場企業の子会社が準備すべきこと

2024年に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示および開示」は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から適用が求められます。早期適用も可能ですが、日本では多くの企業が正式な適用開始に向けて準備を進めています。この新しい基準は、上場企業に直接関係する内容ですが、上場企業の子会社も注意が必要です。

子会社は、親会社の連結財務諸表に組み込まれるため、親会社がIFRSを適用している場合、子会社も親会社の求めに応じてIFRS基準で財務データを提供する必要があります。これは、新しい基準に対応するため、子会社も財務諸表の作成方法や開示のルールを学び、適切な準備を進める必要があることを意味します。

特に重要なのは、「その他の包括利益」や「収益と費用の表示方法」など、IFRS第18号で強調されているポイントです。これらは、従来の日本基準（JGAAP）と異なる部分が多いため、会計処理や開示方法をしっかりと理解することが求められます。さらに、複雑な取引の開示や説明が必要になる場合もあるため、親会社との密な連携が必要です。

準備のためには、専門家や外部コンサルタントの助けを借りることが効果的です。また、社内での研修や勉強会を通じて、経理担当者が新基準をスムーズに実務へ適用できるようにすることも大切です。

2027年までにIFRS第18号への対応を完了することは、親会社だけでなく子会社の円滑な事業運営にもつながります。この期間を計画的に活用し、基準への理解を深めることが企業の信頼性向上に寄与するでしょう。

2024年11月20日 T.W